

ご自宅の防犯対策は 万全ですか？

自宅でできる対策を活用して、防犯意識を高めましょう。
不審な電話を受けたり、不安を感じたら警察相談専用電話
「#9110」に連絡してください。



石狩市防犯協会連合会
(石狩市広聴・市民生活課)

☎0133-72-3143



☑電話機の着信設定を見直す

特殊詐欺の犯人は非通知でかけてくる場合があります。
一部の電気通信事業者(NTT等)では、非通知番号を着信拒否設定にするサービスを行っています。
詳しくは電気通信事業者へお問い合わせください。



☑電話機は常に留守電設定にする

特殊詐欺の犯人は録音されることを嫌います。
留守番電話設定や、録音機能のついた防犯機能つき電話が被害防止に有効です。
市内在住の65歳以上の方を対象に、電話機に取り付ける防犯録音機器を無償貸与していますので、詳細は広聴・市民生活課までお問い合わせください。



詳細はこちらから→



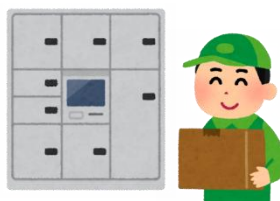
☑防犯カメラや防犯性能の高い窓ガラス等を設置する

住居などの建物への侵入を防ぐには、防犯カメラやセンサーライト等の設置が効果的です。
石狩市では、防犯対策用品の購入・設置に対する補助事業を4月から開始します。詳細は裏面をご覧ください。



☑宅配の荷物は直接受け取らないようにする

宅配業者の訪問を偽装した侵入を防ぐには、荷物の受け取りに宅配ボックスを活用するなど、自宅に侵入されない方法をとることが有効です。
4月から補助事業を開始しますので、ぜひご活用ください。(担当:石狩市環境課☎72-3698)



詳細はこちらから↓



住まいの安心・安全のため、
防犯カメラや人感センサーライト等の設置を支援します！



回覧

住まいの防犯対策補助金のご案内

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています

令和7年度に引き続き、
令和8年度も実施します！

申請期間

令和8年4月6日(月)～令和9年2月26日(金)

※補助金は先着順、予算額に達し次第終了

対象者

以下の事項のすべてに
当てはまる方

- ・申請日現在、石狩市に住所を有する方で、自ら居住する市内の住宅に防犯対策用品を設置した方
- ・市税の滞納がない方

※令和7年度に補助を受けた方も対象

申請は1世帯
1回限り

補助額

購入・設置費用(税込)の2分の1
(上限3万円、千円未満切り捨て)

※いしかり地域応援商品券やポイント利用分は、購入・設置費用から除きます。

※設置費用は、専門業者が設置を行った場合に限り申請することができます。

今年度から市外店舗も
対象になりました

対象品目

複数品目を
組み合わせてOK

令和8年4月1日(水)以降に購入・設置した以下の①～⑧に該当する防犯対策用品(新品に限る) ※合計で税込4,000円以上。市外店舗も対象。インターネットで購入した商品や、フリマサイト等の個人間売買で購入した商品は対象外。

- ① 防犯カメラ(ダミーカメラや屋内に設置したカメラは対象外)
- ② 人感センサーライト
- ③ 録画機能付きインターホン
- ④ 防犯フィルム
- ⑤ 防犯性の高い錠・補助錠
- ⑥ センサーアラーム
- ⑦ 詐欺被害防止電話機器
- ⑧ 防犯砂利 **NEW!**

オンライン申請はこちらから↓



申請方法

窓口、郵送、オンラインのいずれかで申し込み
(詳細はお問い合わせください)

問合せ・申込先:

石狩市環境市民部広聴・市民生活課
(市役所1階17番窓口)

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL:0133-72-3143

石狩市個別排水処理施設整備事業について

(合併処理浄化槽による水洗化)

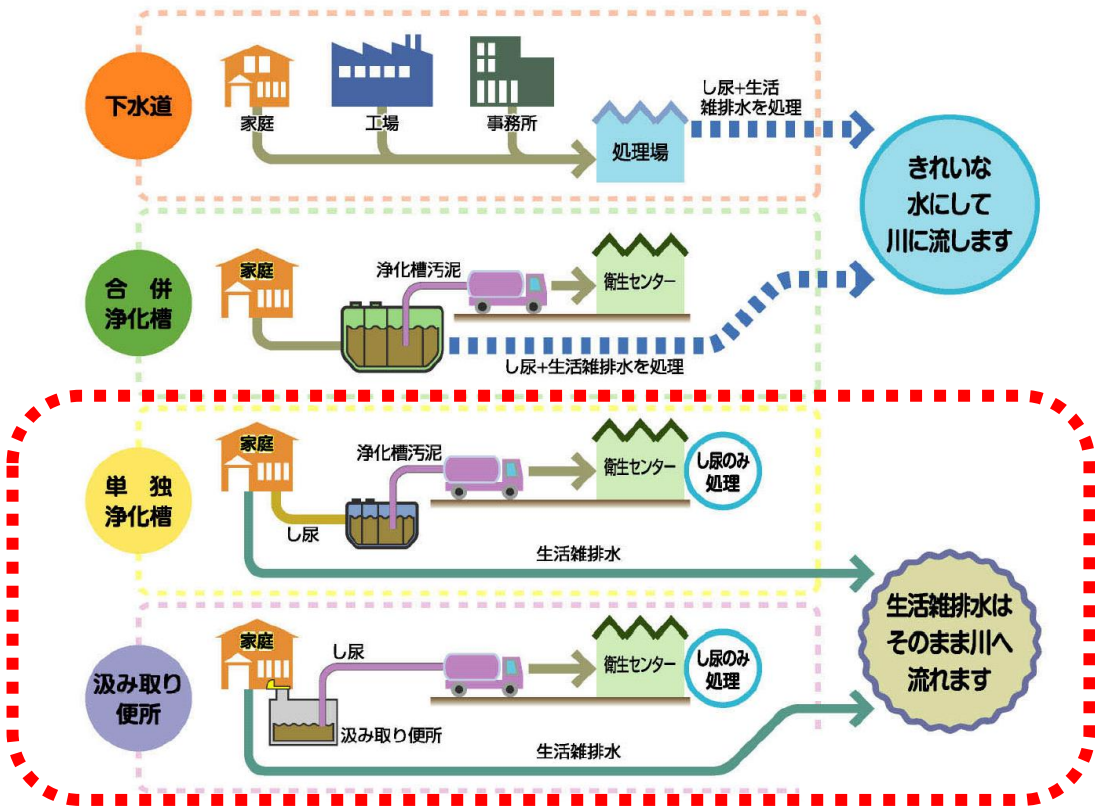
合併処理浄化槽の設置希望者を募集します。

石狩市では、下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の適切処理を進めております。また、単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への転換を啓発しております。

生活排水とは・・・

「生活排水」とは、し尿、台所排水、洗濯排水、浴室排水などの生活の中から排出される排水をいいます。このうち、し尿を除くものは「生活雑排水」といいます。

生活排水処理の基本的な考え方



公共水域の汚濁防止及び水洗化による生活環境の改善のために**合併処理浄化槽**設置のご協力をお願いいたします。

※以下「合併処理浄化槽」を「浄化槽」という

設置条件

○浄化槽の設置希望者。

(単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換および、自ら設置した浄化槽を自費で撤去した場合も受け付けます。)

○浄化槽設置住所に定住すること。

○対象区域は、下水道全体計画区域外であること。【対象区域図参照】

○処理水の放流先があること。

(放流管が自己所有以外の土地を通過する場合は、利害関係者からの承諾書が必要です。)

○設置場所の土地を市に無償で貸与すること。

○設置スペースがあること。【参考図①参照】

(工事車両が通行できない場合や住宅に接近する場合は設置が出来ない場合があります。)

○浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

○施設の設置から6カ月以内に排水設備等の検査を受けること。

○家屋の延べ床面積が50㎡以上であり、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設があること。

○家屋の主な用途が個人の住宅で、申請者は家屋所有者であること。

○排水設備等確認申請書を提出すること。(石狩市排水設備指定業者)

○排水設備の工事については、石狩市排水設備指定業者が施工すること。

○点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾していただけること。

(浄化槽の保守点検を年3回行います。)

○支障物件(樹木、庭石等)については、申請者負担で撤去すること。

※下記の場合は設置できません。

○市が設置した浄化槽を更新する場合。

○事業所または別荘。

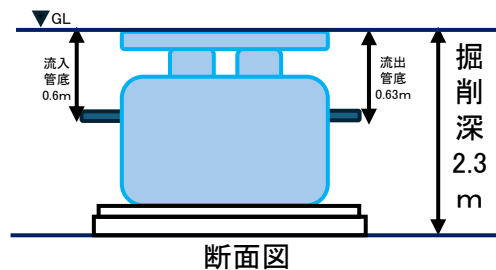
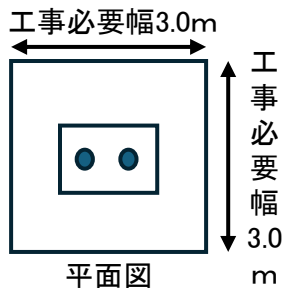
○販売または主に収益を目的とした建物。

(法人・団体が所有する建物、改築をする建物)

対象区域図



参考図①(設置スペース5人槽)



申込期間

令和8年4月1日(水)～5月8日(金)

○希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。

○設置予定基数に満たない場合は7月6日(月)まで随時先着で受け付けます。

浄化槽設置予定日

令和8年9月から11月頃設置予定

※追加応募の場合は、令和8年9月下旬から11月下旬設置予定

費用について 【 総額 60 ～ 185 万円程度 + 月額料金 】(放流ポンプ含む)

● 月額料金 約5千円程度【 使用料 + 電気代 】

○使用料……個別排水処理施設の使用料金

浄化槽等の設置完了後、使用開始すると使用料金を納付していただきます。

本使用料は市が行う浄化槽の維持管理費に充てられます。

○電気代……浄化槽用ブロー(送風機)の電気代

※放流ポンプを使用する場合は別途電気代がかかります。

月額使用料
(消費税は別途)

個別排水処理施設使用料	
10m3まで	1,120
11m3から30m3 [1m3につき]	137
31m3から [1m3につき]	200

条例改正による値上げの可能性があります。

● 受益者分担金 【 20 ～ 35 万円程度 】(支払方法は一括または分割10回)

浄化槽設置工事に係わる工事費に10分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

※単独処理浄化槽からの転換は合併浄化槽設置工事に係わる工事費に20分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

● 排水設備工事費 【 40 ～ 150 万円程度 】(放流ポンプ含む)

家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備の工事費及び電気工事費。

※家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備につきましては、申請者で設置・維持管理となります。

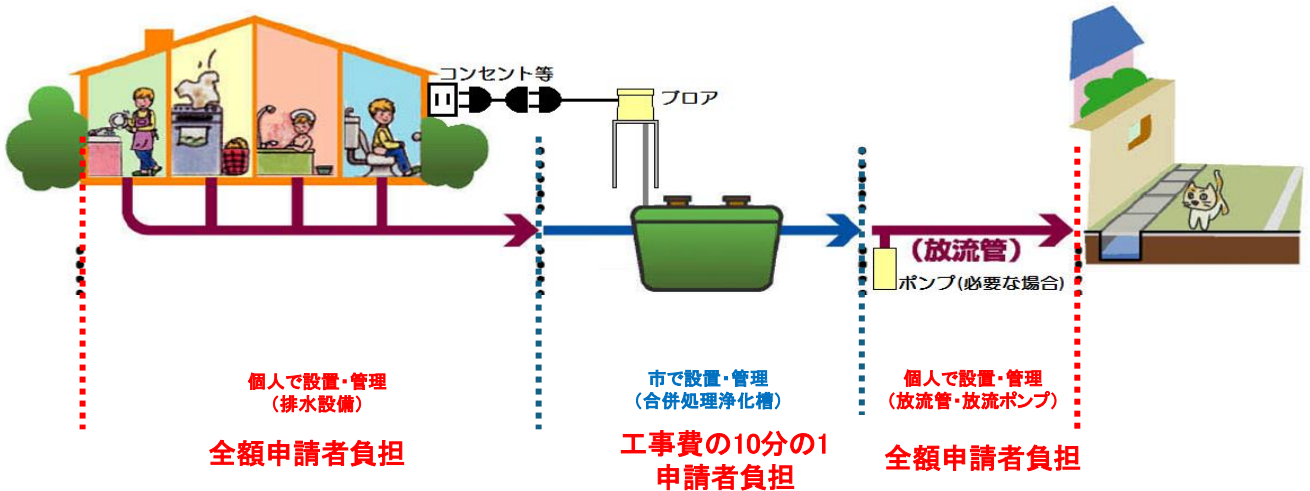
※申請者が排水設備業者と契約します。

※浄化槽より放流先のほうが高い場合、放流ポンプ(追加20万円程度)が必要になります。

※家屋の配管が浄化槽より高い場合、ピットタイプになります。

※上記金額については、参考価格です。

負担区分のイメージ



水洗トイレ改造資金

石狩市では、処理区域内の水洗トイレの普及促進を図るため、既設の汲み取り式トイレを水洗トイレ改造(台所、浴室の排水設備を含む)しようとする方で、自己資金のみでは工事費を一時的に支払うことが困難な場合に、資金の貸付をいたします。詳細につきましては、お問い合わせください。

申請書類について

○設置申請書【別記1号様式】

○承諾書【別記1号の2様式(その1)】

→申請者と土地所有者が異なる場合は追加で承諾書【別記1号の2様式(その2)】を提出。

○定住確約書【別記第1号の3様式】

○JISチェックリスト

○建築基準法に基づく「確認済証」か「検査済証」

※紛失された場合は建築住宅課にて発行できます(有料)

※「確認済証」か「検査済証」が提出できない場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出してください。

※新築の場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出ください。

○敷地図

→土地の地番、地積がわかる図面

○住宅平面図

→延べ床面積がわかる図面、

○見積書

・見積内容(石狩市排水設備指定業者に依頼すること)

1.浄化槽までの排水設備と処理浄化槽から放流先までの費用(舗装等の復旧費含む)

2.ブロアを使用するための電気工事費

3.放流ポンプの有無

→必要な場合、放流先の高さ

※浄化槽への流入管底はGL-600mm、流出管底はGL-630mmです。

●住宅の売買契約書または請負契約書の写し(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)

○同意書

●住民票(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)

※使用開始までに個別排水処理施設の設置場所に住所を有し、それが確認できる住民票)

新築の場合で、確認申請のために浄化槽設置届出書の作成が必要な方は、

本事業の募集期間終了後より2週間程度で作成します。(希望者多数の場合、抽選となるため)

また、上記の書類の他に平面図と配管図(放流先の高さ)を提出してください。

石狩市排水設備指定業者について

「石狩管工事業協同組合(TEL 73-8658)」にお問い合わせいただくか、

石狩市ホームページ(<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/suido/1005214/1005686/1002715.html>)

でご覧になれます。

お問い合わせ

石狩市役所 下水道課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

TEL:0133-72-3176 FAX:0133-75-2278

寿窯「陶芸教室」参加者募集

「“やきもの”作りをはじめてみませんか？」

寿窯は石狩市の事業の一つで、60歳以上の市民であればどなたでも参加できる陶芸教室です。

りんくる3階にある陶芸室で、月3～4回やきもの作りを楽しんでいます。

受講料は無料ですが、材料費として、月1,000円程度かかります。また、受講生は、自主的に運営する「陶寿会」をつくり、さまざまな活動（研修旅行・新年会）をして親睦を深めています。「陶寿会」の会費は月1,200円です。

あなたも「寿窯」で楽しみながら

やきもの作りに挑戦してみませんか。



対象：石狩市内在住の60歳以上の方

申込方法：4月17日（金）17時までに電話または窓口

問合せ先・申込先：石狩市社会福祉協議会総務課

花川北6条1丁目41-1 りんくる2階

電話 72-8181

春はヒグマに注意

回
覧

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。
被害者の活動をみると、山菜・キノコ採りが半数を超え最も多くなっています。



春のヒグマ注意特別期間



令和8年4月1日(水)～5月31日(日)

あなたが被害者にならない一番の方法は、ヒグマに出遭わないことです。

野山などに出掛けるときには、次の基本的ルールを守りましょう。

<ヒグマに出遭わないための基本的ルール>

【重要！】市や警察などのヒグマ出没情報を確認する

食べ物やゴミは必ず持ち帰る

一人では野山に入らない

野山では音を出しながら歩く

薄暗いときには行動しない

フンや足跡を見たら引き返す

石狩市 メール配信サービス



石狩市 LINE



北海道 ヒグマ注意報



※ヒグマや足跡などを目撃したときは、下記までご連絡ください。



環境市民部 環境課

☎ 72-3240

厚田支所 市民福祉課

☎ 78-2886

浜益支所 市民福祉課

☎ 79-2112



要約筆記体験教室

受講生募集



要約筆記って何？

話の内容を紙に書いたり、パソコンに入力した文字や書いた文字をスクリーンに表示して、音声情報を伝えることです。

このような活動で、聞こえに不安のある方を文字でサポートすることができます。

この体験教室では、要約筆記についてのお話や簡単な実技を行います。

耳の不自由な方の役に立ちたい、興味がある方、初心者も大歓迎です！

まずはお気軽に体験してみませんか？

対 象： 市内在住または通勤・通学する高校生以上の方

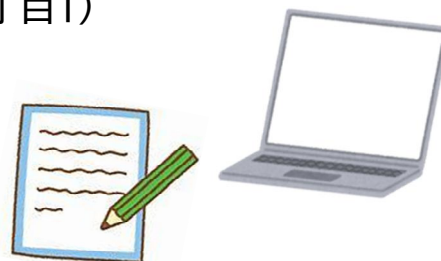
	5月23日(土)・30日(土)	定 員
パソコン要約コース ※両手で入力できる方	10:00~12:00	6名
手書き要約コース	13:30~15:30	8名

場 所： 学び交流センター(花川北3条3丁目1)

持 ち 物： 筆記用具・上靴・有線のイヤホン

参加費： 無 料

申し込み： 5月1日(金)~15日(金)まで



— 申込・問合せ — 石狩市福祉部障がい福祉課

TEL:(0133)72-3194 FAX:(0133)75-2270

E-mail: syougais@city.ishikari.hokkaido.jp



←こちらから申込ができます。
必要事項を入力して送信してください。

野鳥等にエサをあげないでください

- ① 鳥類への安易な餌やり等は、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大を招く可能性があるとともに、餌やり等を行った者がウイルスを伝播してしまうおそれがあります。
- ② 人が与える食物に依存して自ら餌をとることができなくなる鳥獣を生じさせます。人の食べものは、野生鳥獣が本来食べることのない、様々な調味料や添加物、油分等が含まれており、病気等にかかる鳥獣を生じさせることも心配されます。
- ③ 餌付けされた種のみが増加することにより、生態系のバランスを乱すことも予想されます。また、餌付けに依存することにより、渡りや移動のルートや時期にも変化を及ぼすことが心配されます。
- ④ 農作物等への被害や人身被害等をもたらす鳥獣を誘因することになり、被害を増加させるばかりでなく、被害防止を目的に捕獲される鳥獣を増やしてしまうおそれがあります。
- ⑤ 不適切な生ごみの処理や釣りなどに伴う不要魚の放置は、結果として鳥類の餌付けにつながる可能性があります。

鳥インフルエンザウイルスについて

◆同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいたら、
「石狩振興局環境生活課」にご連絡ください。

※ 国の基準等に基づき、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われると判断された場合は、(総合)振興局が死体を回収し、感染の有無について検査します。
(回収は感染が疑われる場合の検査を目的とするものであり、全ての野生動物の死体を回収するものではありません。)

※ 感染の疑いがない場合は、お住いの市町村のルールに従い、廃棄物として処分することも可能です。その際は、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用し、ビニール袋に入れきちんと封をしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した動物との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。
日常生活においては、過度に心配する必要はありません。



障がいがある方の 就職を サポートします。



#働いて自立したい…
#働いた経験がない…
#再就職したい…
#自分に合う仕事とは…

まずはお問い合わせ下さい!!

0133-72-1601

※お電話の際は「回覧板を見た」とお知らせください。



メールでのお問い合わせは左記のQRコードより専用フォームを読み込めます。

見学・体験・相談などお気軽にお問い合わせ下さい。

就労移行支援事業所 あるば石狩
石狩市花川南1条4丁目225 カナオカビル2F

※就職後の支援は「石狩市就労フォローアップ事業」を石狩市と委託契約を締結して運営しています。

北海道警察官募集中 第1次試験 4月26日(日)

受験資格

【学歴】

- ・A区分～学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した者。
- ・B区分～A区分以外の者。(学校教育法による高等学校在学中の者を除く。)

【年齢】

令和9年4月1日現在で18歳以上33歳未満

受付期間

令和8年3月1日から令和8年4月10日まで

おまちしています



3月

花川だより

道民とともに 道民のために 融雪期における事故防止

1 落氷雪事故の防止

屋根などの窓枠の氷雪は早めに取り除きましょう。

建物の管理者の方は危険だと感じる場所があればロープ等で歩行者に注意を促し、もし、子供などが近くで遊んで居たら注意をしましょう。

2 屋根からの転落事故の防止

1人では危険なので複数人で声を掛けながら作業を行いましょう。

靴やはしごには滑り止めを付け、ヘルメットや命綱を使用して転落防止に努めましょう。

また、万が一事故が発生したときに、救助を求めることができるように携帯電話を持って作業しましょう。

北警察署
☎011-727-0110
花川南交番
☎0133-73-0110
花川北交番
☎0133-74-5092

寒暖差による道路状態に注意!

日々の寒暖差が激しくなっており、暖かい日の道路は雪解けなどで水たまりができ、寒い日には、その水たまりや道路が凍結するなど路面状況が悪化しています。

運転をする際には、『水たまりによる泥はね運転』や『凍結路面』『凸凹道』等の路面に気を付けた運転を心掛け、歩行者の方も歩道がある道なるべく選ぶようにして巻き込まれないように注意してください!



令和8年4月1日から

自転車の交通違反

対象
16歳以上

「青切符」適用

交通反則通告制度
(青切符)とは

従来、自転車の交通違反については、刑事手続き(罰金等)で処理されてきましたが、反則金を納めることで刑事手続きに移行せず、終結する制度。

▽交通違反となる主な例▽

携帯電話の使用等
(保持)

反則金:12,000円



車道の右側通行

反則金:6,000円



イヤホンの使用

反則金:5,000円



※必要な音が聞こえないなどの場合

並進

反則金:3,000円



遮断踏切立ち入り

反則金:7,000円



信号無視(赤色等)

反則金:6,000円



一時不停止

反則金:5,000円



無灯火

反則金:5,000円



注:赤枠は、違反自体が悪質・危険なもの例

北海道警察 (一財)北海道交通安全協会

農家さんの「畑のパートナー」になろう！
2026年度 会員募集中

農林水産省 令和6年度北海道地区
「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」
ビジネス・イノベーション部門選定

石狩落花生研究会

おすすめ



作業の日には
野菜の直売があることも…
お楽しみに♪

会費（1口）2,500円

①作業会員

（基本収穫株数15株）

種まきや草取りの作業に参加するごとに収穫できる株数が1~2株増えます。
落花生の成長過程を楽しめ、その分収穫の感動もひとしおです。

※作業に一度も参加できなかった場合は「収穫会員」となります

②収穫会員

（基本収穫株数10株）

収穫のみ参加の方。作業に参加できなくても収穫を楽しみ、その美味しさを
家族・友人・知人にどんどん広めてください。

※作業に一度でも参加したら「作業会員」、収穫に来られない場合は「応援会員」となります

③アンバサダー会員

（基本収穫株数15株）

飲食店や販売店などの事業者の方。落花生を使用したメニューや商品
で石狩産落花生のPRにご協力ください。

※ご自身で収穫、または近郊であれば配達可（有料）

④応援会員

（英のみの状態で2kg程度）

畑に来ることは難しいけど、石狩の落花生を食べて応援してくれる方。
遠方の方も、もちろん石狩市の方でも大歓迎です。

※会費の他に送料（ゆうパック・チルド）がかかります

新規入会者向け説明会

5/9（土）10時半~12時 花川北コミセン

持ち物：筆記用具、会費 参加の方は必ずお申込みをお願いいたします

活動内容

詳細な作業日程はホームページ
などでご確認ください

- 5月下旬 … 種まき
- 6月中旬 … 草取り
- 7月上旬 … 草取り、マルチ除去
- 7月下旬 … 草取り
- 8月下旬 … 学習&交流会
- 9月下旬 … 収穫
- 10月上旬 … 乾燥作業



新規入会申込や
説明会の参加申込は
こちらから！



石狩落花生研究会

石狩落花生研究会 ☎ 070-5285-2722（担当：秋田谷）

事務局：NPO法人ひとまちつなぎ石狩

石狩市花川北3条2丁目 花川北コミュニティセンター内

石狩市市民活動情報センターぼぼらーと

休館日：日・祝日、北コミ休館日 開館時間：10時~17時



【石狩落花生研究会 入会案内】



■ 入会方法

- ① [申込フォーム](#)で登録（表面QRコードまたは石狩落花生研究会ホームページより）
- ② 石狩市市民活動情報センター**ぽぽらーと**（花川北3-2 花川北コミセン1F）に来館
- ③ 5月9日（土）**新規入会者向け説明会**へ参加 ※事前に参加のお申し込みをしてください
- ④ 申込書に記入し、事務局宛に**郵送**または**FAX**

■ 注意事項

会員区分は表面にある通り4種類ありますので、ご自分の参加しやすい方法でご参加ください。

アンバサダー会員のみ、店舗や企業の方向けとなっております。

おひとり様何口でもお申し込みいただけますが、異常気象や台風、鳥獣等による被害などで落花生が収穫できないこともあります。毎年変化するそういった状況も共有する仕組みになっており、収穫できない場合でも返金等に応じることはできませんので、ご了承の上でお申し込みください。

■ その他

わからないことがあればお気軽にお問い合わせください。

メールでのお問い合わせはホームページまたは右QRコードよりお願いいたします。



石狩落花生研究会 入会申込書

FAX 送信先：0133-77-7071

氏名	フリガナ		
住所	〒		
電話番号	自宅固定電話： ()	FAX： ()	携帯電話： ()
メールアドレス	@		
会員区分	・作業会員 ・収穫会員 ・アンバサダー会員 ・応援会員	口数 会費合計	()口 × 2,500円 = ()円
会費の納入方法	・5月9日（土）の説明会に参加 ・ぽぽらーとへ来館 ・ゆうちょ銀行口座へ振込（手数料はご負担願います）		
情報確認の手段	・LINEオープンチャットに参加する ・Instagram または Facebook ・メール（SMS） ・電話		
収穫や次年度の案内	・LINE オープンチャット ・メールでの個別連絡 ・郵送 ※極力郵送以外でお願いいたします		
備考	質問等があればご記入ください		

郵送・FAXでお申込みの方で口座振込の方は後日事務局より案内をさせていただきますので、記入漏れにご注意ください。

はまぼうふう

石狩海浜植物保護センター通信 はまぼうふう
編集・発行 石狩市環境市民部石狩海浜植物保護センター

2025年 保護センターの振り返り

保護センターの2025年は、新たに樹脂標本を展示室に導入したり、海浜植物のタネ標本づくりなど、来館した皆さんが少しでも楽しい!!面白かった!!と思える施設づくりを目指して、工夫してきました。今年度は外への出張もたくさんあり、石狩市内外問わず、多くの方に海浜植物を目にするきっかけを作れた一年でした。今後も、石狩浜がより身近に感じられるような体験を通して、石狩浜の魅力をもっとPRできるようにさらに挑戦していきます。



石狩海浜植物保護センター紹介

4/29から開館予定です。是非お立ち寄りください!

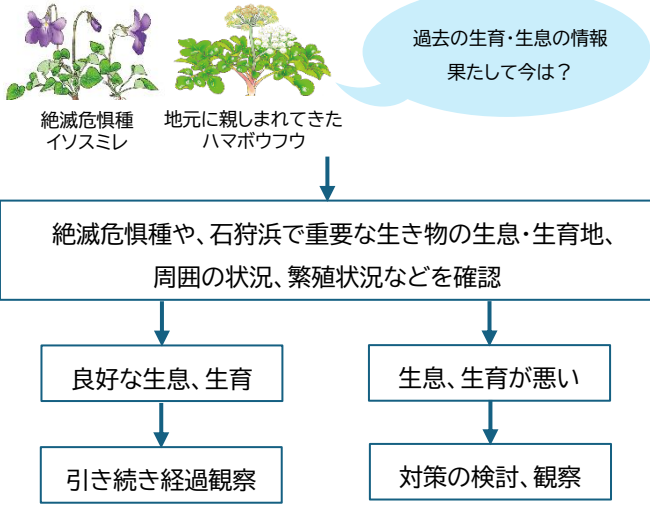


自然保護課では毎年、石狩市の自然環境に関するフォーラムを開催しています。今年のテーマは『エゾシカ』でした。全道的に増加していると話題になっているエゾシカですが、石狩市内でも交通事故や農業被害が起きています。実際に野外に自動撮影カメラを付けると、場所によってはエゾシカが移りこんでいます。浜益では木の皮を食べて、木が枯れてしまい、土砂崩れの影響も考えられます。石狩浜でも海岸を彩る植物が食べられた痕が見つっています。海浜植生への影響については、他の地域では減少したという報告もあるので、今後も引き続き調査を進めていきます。



海浜植物の現状把握

過去と何が違うのかを知るために、どんな生き物がどの場所に、どのくらい生息、生育しているか調べています。調査結果を過去の情報と比較し、必要な対策を考えていきます。



海浜生態系維持のための防除活動

石狩浜では昔は見るのが少なかった・いなかった動植物が増加しています。例えば外来種のアズマヒキガエルやトノサマガエルはここ数十年で石狩浜に定着しました。内陸性植物のチガヤやススキ、アキグミは過去よりも生育範囲が拡大し、海浜植物の生育に影響を及ぼしています。また、近年道内で増加しているエゾシカは、他地域で海浜植物の食害が問題となっており、石狩浜も今後起こりうる可能性があります。そのため、これらの動植物のモニタリングや、調査結果をもとにした防除に取り組むことで海浜生態系の維持を目指しています。



アズマヒキガエルと調査地



チガヤと刈り取りの様子

保護センター無料体験プログラム

いつでも体験

漂着物(ひょうちゃくぶつ)のクラフト体験

石狩浜で見られる漂着物、海浜植物のタネなどを使って世界にひとつのクラフトを作ろう

マグネット
ペーパーウェイト
フォトスタンド

いつでも体験

海浜植物のタネ標本づくり

海浜植物のタネで標本を作ってみよう。作れる標本は毎月替わります。全部集めると、海浜植物標本セットが出来上がります。

5月	ハマボウフウ
6月	ハマナス
7月	ハマエンドウ
8月	ハマヒルガオ
9月	コウボウシバ
10月	コウボウムギ

※イメージ

いつでも体験

海浜植物(かいひんしょくぶつ)のほりほり体験

ふだんは砂の中にある根っこ、海浜植物の根っこにはびっくりが...!! みんなでほりだして観察してみよう

保護センターでは、海浜植物のタネや漂着物を使ったクラフト体験が無料でできます。保護センターの情報と共に思い出作りにいかがでしょうか(^^)/

石狩浜海浜植物保護センター通信 はまぼうふうVol82 2026(令和8)年3月発行

編集・発行 石狩市環境市民部 石狩浜海浜植物保護センター

連絡先

☎:0133-60-6107 FAX:0133-60-6146

✉:ihama@city.ishikari.hokkaido.jp

所在地 〒061-3372 石狩市弁天町48番1

開館日 4/29~11/3 10:00~16:00 休館日 火曜休館・祝日の場合は翌平日

ホームページ <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/site/kaihinsyokubutu/>

SNS始めました!

石狩市の生物多様性や保全の取り組みを発信します。ぜひフォローお願いします!

春の全道火災予防運動を実施します！

令和8年4月20日～30日

春は空気が乾燥して強風の日も多いため、火災が発生しやすく、短時間で燃え広がる可能性があります。火気の取り扱いに注意しましょう！！

たばこ火災に注意！

全国的にたばこが原因による火災が増えています。たばこを吸うときは下記の点に注意しましょう！！

- ✓ 吸い殻を灰皿に溜めない！！
- ✓ 寝たばこをしない！！
- ✓ たばこのポイ捨てはしない！！



林野火災に注意！

ここ数年、全国各地で大規模な林野火災が発生しています。そのほとんどが、たばこのポイ捨て、たき火、火入れ等、人為的な要因により発生しています。林野での火気の使用時は必ずマナーを守り、火災予防にご協力をお願いします。



石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署 警防課防火推進担当

石狩市花川北1条1丁目2番地3

☎0133-74-7165

